

保護者 様

銚田市立銚田南中学校運動部活動の在り方に関する方針(概要版)

R5.4.1改定
銚田市立銚田南中学校

本校では、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒が運動やスポーツを主体的に楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と豊かな学校生活が実現できるようにするため「運動部活動の在り方に関する方針」を策定しました。なお、詳細な運営方針については学校ホームページで公表しています。

保護者の皆様におかれましては、部活動の運営について、御理解と御協力をお願いいたします。

運動部活動の意義や効果

- ・豊かなスポーツライフを実現する資質・能力の育成
- ・体力の向上や健康の保持増進
- ・好ましい人間関係の構築
- ・学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養
- ・自主性や協調性の育成
- ・スポーツの普及と競技力の向上

生徒主体の部活動 ～主役は生徒！～

- ◎ 生徒の主体的・自立的な取組を進める。
- ◎ 指導者からの体罰や暴言の防止を徹底する。
- ◎ 生徒の健康状態や発達段階を考慮し、適切な活動量で行う。
- ◎ 安全管理を徹底する。
- ◎ 肯定的な指導等を通して、生徒との信頼関係づくりをする。

※ 吹奏楽部、文化部の活動については、これに準ずる。

運営方針

- 休養日は週当たり2日以上（平日に1日以上、土曜日及び日曜日のいずれか1日）とする。
- 朝の活動は行わず、放課後の時間で活動する。1日の活動時間は、平日は**2時間を上限**、休業日は**3時間を上限**とする。（但し、準備・休憩・片付け等の時間は除く）
- 部活動時間の上限を超えて活動した場合、他の日に休養日を振り替える。**休日の活動において上限を超えた場合は、他の休日に休養日を振り替える。**
- 長期休業中における休養日の設定は学期中に準じた扱いを行う。また、**1週間以上の連続した休養期間**を設ける。
- 各部活動の活動計画、活動実績を学校ホームページで公表する。
- 定期試験等の実施前の一定期間を休養日として設定する。
- 下記の日または期間を部活動休養日または部活動休養期間とする。
 - ・ 8月13日～15日(学校閉庁日)
 - ・ 11月13日(県民の日)
 - ・ 12月27日～1月4日(学校閉庁日)
 - ・ 2月12日(創立記念日)